

檀原宮御傳記略

大久保好伴著

全

特35

829

館			
函			
架			
號			

館新書會育教本日大			
五			三
一	九	三	一
冊	號	架	函

013907-000-7

特35-829

檀原宮御傳記略

大久保 好伴 / 著

M10

ABB-0132



明治十年八月刊

大久保好伴著

檀原宮御傳記略 全

東京 大久保藏版

特35
829

緒言

我神州之神州タル所以ハ上古

天神天祖極ヲ立統ヲ垂テ

神子神孫是ヲ受ケ是ヲ傳ヘテ神祇ヲ崇

敬シ億兆ヲ煦育セル故ニ治教上ニ明ニ

風俗下ニ美シク號令ヲ假ラズシテ能ク

治リ章條ヲ用井ズシテ能ク化セルヲ以

テナリ然レバ普天ノ下率土ノ濱一夫一

明治十年八月刊

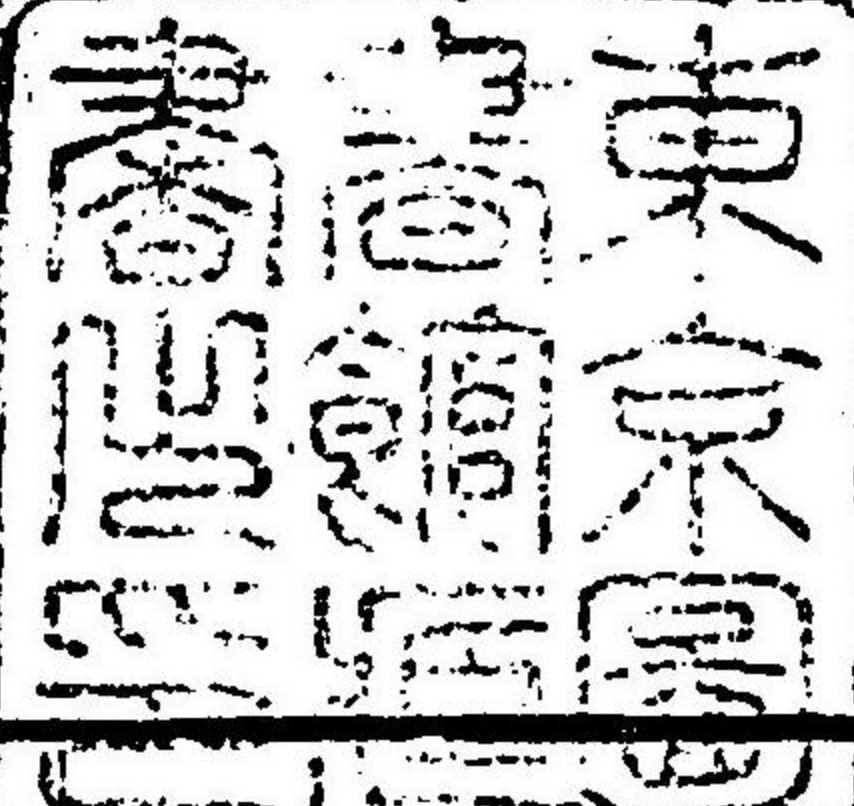
大久保好伴著

檀原宮御傳記略

全

東京 大久保藏版

特35
829



緒言

我神州之神州タル所以ハ上古

天神天祖極ヲ立統ヲ垂テ

神子神孫是ヲ受ケ是ヲ傳ヘテ神祇ヲ崇

敬シ億兆ヲ煦育セル故ニ治教上ニ明ニ

風俗下ニ美シク號令ヲ假ラズシテ能ク

治リ章條ヲ用井ズシテ能ク化セルヲ以

テナリ然レバ普天ノ下率土ノ濱一夫一

婦モ

天神天祖ノ恩頼ヲ蒙ラザルハナシ是故
ニ人心アルモノ一日モ

天神天祖ノ恩頼ニ報セムコトヲ忘ベカラ
サルナリ今ヤ維新ノ隆時開化ノ盛運ニ
當リテ太政ヲ

皇祖神武天皇之創業ニ復古セラレ神祇ヲ尊
敬シ教化ヲ恢張セラレル、モ

天神天祖ニ報スル所以ナリ爰ニ好伴淺
陋ト雖モ其

神德皇恩之優渥ナル由ヲ人民ニ知ラシ
ノムトス故ニ

天皇御功德ノ概略ヲ述ヘテコノ御傳記
ハ作レルナリ然レドモ洪恩盛徳ハ一小
冊ノ盡スヘキニ非レバソノ詳細ヲ願フ
モノハ正史ニ附テ伺ヒ見ルヘシ

神武天皇紀元二千五百三十七年明治十年第八月

大久保好伴惶謹記

檀原宮御傳記略

東京 大久保好伴著

抑神武天皇と稱し奉り天照大御神の御
 子正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命其御子
 天津日高彦火瓊瓊藝命を天下の大君と
 定めて天降奉りしめ給ひし時小寶祚の
 隆盛とて天壤無窮の神勅のまはしく其御
 子天津日高日子穗穗出見命御子天津日
 高日子波瀲武鸕草葺不合命よりて其御

子ハ神武天皇なり即ち大御神の御子孫
小ませハ真ヨ皇統ハ神胤連綿トシテ天
地と共に窮期なけきハナリ

神日本磐余彦天皇亦云神倭磐余彦火火出

命亦名ハ豊御毛沼此天皇後御謚神武天皇ト

稱ナリ天津日高日子波瀲武鸕草葺不合命

の第四子御母ハ海神の御女王依毘賣命ナリ

天皇御年十五立ちて太子ト為リ玉ヒテ

日向國の邑吾平津比賣を娶一テ妃ト為リ

たまひて手研耳命を生たまふ天皇其御兄

五瀬命亦云彦と二柱日向高千穂宮小坐テ

議り給ハ昔一我天神高皇産靈命大日靈

命天照大神の此豊葦原水穗國をのたま

ひあげて我天祖彦火瓊々杵命授けたま

つりあふ火瓊々杵命天石くらを闢オシヒラきて

雲路をたしわけ駈山蹕ミヤキハラヒオヒといくります是の

時運鴻荒トキクラキも属アひ時草昧トキクラキもあされりみの西

の偏ホトり西の偏りトハを治め玉ミ山皇祖皇考

豊原守御傳記

乃ち神カミふいて多サハる年のついでを歴たり天
 降臨カミより神武天皇ニギハヤヒの
 遼トホク遼トホクなる國クニ猶ナラいよも王澤オホ露ツルのぞ遂ツギ小邑
 君あり村も長ナガけり各オノ自ミり疆サカイを分ち以
 つて相アヒひ凌シ轢キハハし抑ハサまし鹽土シホツチ老翁オロウジハ事
 勝國カチ勝長トモの云イハしを聞キく東の方アキ美地ウツクシ何ナニり
 青山アヲガキヤマ四周コモレリの中ナカに天磐アメノ船フネのりて飛トビくだ
 ともひとありとぞ余オレ謂イハふ彼地カノチもまゝてあ
 そ天下アノシタの政マツラフハ平ヒラけり聞キめさ先蓋サキ一六イツロク

合マヒの中心マナカをめぐむ其飛降トビと云イハそのハ
 饒速日ニギハヤヒ命ノミコトをめぐむり必カナラ其地チノチハ出イデまスる
 むとありたまふ諸皇子オホミコもをめぐむりハ
 理實ウベ灼然ナリとまを王オホひま是の年キヌエト大歳オホトシ甲
 寅ナリキ其の年の冬十月天皇親ミコトり諸の皇子オホミコた
 らの舟師フナシを帥オホて東の方アキを征ウチたまふ速吸門ハヤスビ
 國豊ウツクシ後ノチみ至イりまスすレる漁人アサヒ何ナニりて艇テネの
 りて至イる天皇めしよセ問トて云イハく汝ニハ誰ナニぞ
 や對オウて云イハく臣オミハ是國コノクニ神カミなり名ナを珍彦ウツクシハ神カミ

云^知津比^命亦^命とまをす又問て云く汝いよ
 く我^ら為^め小^導一^つお^つま^つら^むや對^て
 云く導^一仕^へ奉^む天^皇勅^して漁^人小^橋の
 末^をさ^しわ^さし^て執^しめ御^舟ふ^ひき^いれ
 て海^道の導^を乃^ち名^を橋^根津^彦と賜^ひ
 き天^皇行^て筑^紫國^の菟^狹今^の豊^前不^至り
 十一月^崗水^門那^前國^速賀^不至^りま^しき^十
 二月^安藝^國不^至りま^して埃^宮不^まし^き
 乙^卯年^春三月^吉備^國今^の備^前備^中備^まう^り
後^の三^國を^云

つり入りま^して行^宮をつ^りてま^しけ
 る是^を高^島宮^と云^ふ三^年を^つた^まふ^間
 ぶ^舟楫^を備^兵食^を蓄^て將^一舉^て天^下
 を平^びと^るなり戊^午年^春二^月皇^師遂^ふ
 東^一の方^もい^でま^し難^波の碕^もい^しり^ま
 是^をり^しも浪^太急^りま^しか^れる^を浪^速
 國^と名^づけ^たま^しま^し浪^華國^とも^云
 ぶ三月^迦流^のり^て河^内國^草香^{今^の和^泉}
 り^青雲^白肩^の津^もい^しり^まし^き夏^四月^郡

皇師ととくのつて歩より東の方龍田も趣
くみ路いと狭嶮乃ち還りまゝて更も膽駒
山をみかて大和國も入りまきむととると
た小長髓彦軍を興して孔舎衛坂も徹ひて
會戦きあゝ小皇元五瀬命御手も流矢をれ
らゝき皇師進と戦みとあゝるは乃ち退ぞ
き還りて弱を示して神祇を禮祭し玉ふ五
月軍茅渚山城の水門和泉國も至るとれ
五瀬命矢の瘡痛み甚だし即ち雄建ひし玉

本原宮御傳已各

五

へり故き時の人其處を雄水門といひき進
みて紀伊國の竈山ふいとりて五瀬命軍中
小崩まゝぬ因りて竈山も葬まつりきこの
時五瀬命の崩り坐せるを御怒まゝて賊を
誅せむと思し玉ひて六月皇軍名草邑不至
りまて名草戸畔と云ものを誅す遂も狭野
を越かて熊野の神邑より即ち天の磐
盾も登りて仍ち軍を引て漸く進む海中も
至りて暴風忽ち起り皇舟漂蕩ひときも皇

本原宮御傳已各

五

兄稻氷命亦云乃ち歎て劔を抜き海原亦云入りまゝその次の皇兄御毛沼命亦云ハ浪秀を踏ト常世國常世の國と云はるを渡りて往く國と云新羅をこれバ皇國の外ハ万国を渡りて往く國と云にわたりまゝ國主此支日本紀傳神武天皇となり給ひ新羅於是天皇獨り皇子手研耳命と軍を帥ぬ進國主の卷委く注を見よて熊野荒坂津至りま因て舟敷戸畔と云者を誅なす時神毒氣をえきて人々瘁伏ぬ是よりて皇軍をひびおとあ

ハぞ此の時熊野の高倉下劔をもちて天皇獻つる時天皇忽ち寤玉ひて朕何そ長眠しつるやとのり玉ひて其劔を受取玉ふ時荒ふる神自ら切れ其瘁伏せる軍士悉く寤起たり天皇その劔をえつる由を問ひたまへば高倉下答へまをさく已と夢天照大御神高木神高皇産靈神の二柱神の命以ちて建御雷神此ハ常陸國香を召てのりたまへく夫と葦原中國ハいた

く喧擾カヤギてありけり専ら汝ニ討平コトつる國ニ
 なまば汝ニ建御雷神タケミカヅチカミくだりてよとのり玉
 ひき此コト對へて云く己ニ降らざともかの
 國平クニヘ一劍ツルギあまは降ルて此ニ布都神フツノカミと云ク亦モの
 名を癩布都神ナマハツツノカミと云ク亦モの布都神フツノカミと云ク亦モの
 都御魂ツツノカミ此ニたち石イシ上ノ神宮カミミヤよまはとまをシた
 まひき故建御雷神タケミカヅチノカミ教カミつて云く汝ニか倉クラの
 項イテを穿ウガちて此ノ劍ツルギを墮オトしひれむ汝ニ取トリる
 ちて天神アマツカミの御子ミコる獻マツルと教カミ一玉イツツひき故ユ
 夢の教ユメノカミのまゝる己ニが倉クラをみミしシるル信マコトる劍ツルギ

ありきかよ此ノ劍ツルギを獻マツルるなりとまをシしシ
 既イデりて皇師ミコシ大和國ヤマトノクニ入りまさむとまをシ
 る山中ヤマノナカ嶮絶アバシクゆくづき路ミチなりときま天皇ミコの
 御夢ミカドノユメ天照大御神アマテラスオホミカミ訓ツケつてのり玉イツツく朕ミコ今
 ハ咫ヤタ鳥トリを遣ツカはせりを郷導サトミチと為セよと教カミ一玉イツツ
 へり果ツケしてハ咫ヤタ鳥トリあり空ソラよりとび降ルりつ
 天皇ミコ此鳥トリのくだるみとハ祥夢サマユメかなくば
 我皇祖ミコノミヤノオヤ天照大御神アマテラスオホミカミの基業モトノキ助けなさむと
 れるやまなりとつりたまひき是コトの時トキ大

伴、遠祖日臣命ホ、名ハ大オホ来目督將イササキをひ
 きおて御先ミサキもたち山をふとて鳥カラスのとびゆ
 く方を仰ぎ視て其後ツシもたちて遂も菟田ウサ下
 縣ガタも至るよけり勅ミコトノリして日臣命ヒノミコノミコトを譽ホソて名を
 道臣ミチノミとなしたまひき天皇即ち道臣命ミチノミノミコトを遣ツカ
 して兄猾エウカシを誅ツも時も國見嶽クニミタケ上る八十梟師
 まゝ兄磯城軍エシシキありて磐余イハ邑ノ大和國ヤマトノクニ十も布フ
 満り賊虜アノドモのをるところ皆是要害の地なり
 かは道路絶塞ミチノセキ通トホつきとみろなり天皇之を

惡と玉ふ是も於て自ら祈イタケひて寢玉へる夜
 の御夢も天神教アメノミコトノミコトへ玉ひて天香山アマノカミヤマ社中土を
 取トルて種々の祭器を作ツクて天神地祇アメノミコトノミコトノミコトを祭る時
 の虜アノ自ミから平伏せびと宣玉ふ故もその神
 の教の如く祭器を作ツクりて丹生川上ニニキガハよて神
 祇を祭りて禱玉ひき冬十月天皇兵を勅トの
 つて先つ八十梟師を國見の丘クニミノカミも撃ち破て
 之を斬りまゝ兄磯城エシシキを殺し遂も長髓彦ナガスネヒコを
 うちたまひし小鏡速日命コタマハヤヒノミコト長髓彦ナガスネヒコを殺して

来降す天皇素より饒速日命の天より降る
 るみとを知りめ其忠を褒て之を寵と五
 ひ遂に天下を平定したまへり時冬十二
 月なり己未年春三月天皇令を下て宜たま
 り我東征せしよりおと六年皇天の威
 を被りて凶徒就戮き中洲の地盡く平らぎ
 たりさて畝傍山郡大和國高市東南檀原地を
 是れは國の填區なるに宮を經營しと詔
 して即ち帝宅を經始たまひ此より於て事

代主神此御名日本三島溝楸耳神の女玉櫛
 媛亦名溝媛娶たまひていとませる御子
 媛踏鞢五十鈴媛命亦云比賣多多良伊須氣
 多多良伊須命を納ひて正妃となしたまふ
 頃波毛賣命を納ひて正妃となしたまふ
 辛酉年春正月天皇檀原宮に天位を卜り
 め是歳を天皇の元年となし玉ひ正妃を
 尊とて皇后となし皇子神八井耳命神渟名
 川耳命を生と玉へり故に古語に畝傍の檀
 原の底磐根に宮柱ふとくま立て高天原に

檀原宮神傳記

七

搏風チキたかりりて初國ハツクニしち天皇帝と稱した
 てまつれり四年春二月詔ミコトのりして云く我
 皇祖ミオヤの靈天ミタマより降り鑿ヒキて朕ミコの躬ミを照テラした
 そけ玉タマはり今諸の虜アタども已る平ぎ天下無
 事なり天神を祀イハり以て大孝を申たまふ
 一と乃ち靈時ミタマを鳥見山トリミヤマ大和國城上大和國城上小立て
 て皇祖天神ミオヤをまつり玉ひき三十一年皇興ミコ
 くるめりりませるふ因て腋上ワキガミの嗛間ホノマ丘ツカ
 の不りまゝて國狀クニガタを望ノゾみて云く奸哉アヤシヤ國クニを

獲ウケつ内木ウチキ綿ワタの真マコト返國ヘンクニと雖もなや蜻蛉アキツツの醫イハ
 占ウラナせるが如しと是より始めて秋津洲アキツシマ
 の號ナあり四十二年春正月皇子神ミコ湊ムナ名川耳ナカハミ
 命ミコト後ノチ御ミコト益ミコト綏ミコトと立て、日嗣ヒツギの太子ミコとたりた
 まふ七十六年春三月天皇ミコト檀原宮カシハラノミヤ崩カタマりま
 したぬ時、御年一百二十七歳なり明年の秋
 七月畝傍山ウネノヤマの東北陵ノボケノミヤに葬フナり玉タマふ今云
 へ天皇御功徳の概略を録キまをす日本
 紀傳神武天皇ミコト卷マキに委マカり註ツキふを見べし
 神武天皇の元年より

今上皇帝に至るまで一百二十三代歷歳
二千五百三十七年の

皇祖を慕はば人民をるもの其功績徳澤
の彰々たるを拜し奉りて祭祀せず
びばあるべうとむらさきり
節等以下万民に至るまで戸毎に
の御旗を揚しあて崇敬の禮を致し祭祀
せしむる

檀原宮御傳記略終

第六大区七小区

本所緑町甲目三十九番地

明治十年五月廿八日板権免許

大久保好伴

定價六錢

